



発行 新潟県

第81号

令和3年10月19日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 1140 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 1141 土地改良区役員の就任届(農地計画課)
- 1142 公共測量の実施通知(監理課)
- 1143 公共測量の実施通知(監理課)
- 1144 公共測量の実施通知(監理課)
- 1145 道路の区域変更(道路管理課)
- 1146 道路の供用開始(道路管理課)
- 1147 道路の区域変更(道路管理課)
- 1148 道路の区域変更(道路管理課)
- 1149 道路の区域変更(道路管理課)

## 公 告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)
- 一般競争入札の実施(警察本部会計課)

## 選挙管理委員会規程

- 15 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)

## 告 示

## ◎新潟県告示第1140号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、小千谷市の一部を受益地域とする県営山本地区区画整理(農地環境整備)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年10月19日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和3年10月20日から令和3年11月17日まで
- 3 縦覧に供する場所  
小千谷市役所
- 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を

知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

#### ◎新潟県告示第1141号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、上越市の頸城土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和3年10月19日

新潟県上越地域振興局長

##### 1 就任

監事 上越市頸城区上池田3番地 早川 寿男

就任年月日 令和3年10月9日

---

#### ◎新潟県告示第1142号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年10月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
  - 2 作業期間 令和3年10月4日から令和3年12月6日まで
  - 3 作業地域 魚沼市大字下折立 地内  
南魚沼郡湯沢町大字三国 地内  
南魚沼郡湯沢町大字土樽 地内
- 

#### ◎新潟県告示第1143号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年10月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測深)
  - 2 作業期間 令和3年10月1日から令和4年2月28日まで
  - 3 作業地域 荒川、大石川、乙大日川の直轄管理区間
- 

#### ◎新潟県告示第1144号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年10月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(GNSS測量機による水準測量 河川測量)
  - 2 作業期間 令和3年9月17日から令和4年3月11日まで
  - 3 作業地域 新潟県新潟市東区臨港町地区～新潟県燕市大川津地区
-

## ◎新潟県告示第1145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年10月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市室野字下山71番1から	新	8.4～40.4メートル	524.7メートル
同市室野字芋ノ平835番1まで	旧	7.8～36.6メートル	526.8メートル

## ◎新潟県告示第1146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年10月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 403号
- 2 供用開始の区間  
十日町市室野字下山71番1から同市室野字芋ノ平835番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年10月19日

## ◎新潟県告示第1147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年10月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松代高柳線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市高柳町門出字トツラ平3001番1から	新	7.7～48.2メートル	230.0メートル
同市高柳町門出字大開2583番1まで	旧	7.7～48.2メートル	230.0メートル

## ◎新潟県告示第1148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年10月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越安塚柏崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市高土町三丁目50番1から	新	20.0～22.2メートル	239.0メートル
同市大字上島字上川原450番1まで	旧	10.6～21.8メートル	237.2メートル

◎新潟県告示第1149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上町屋釜沢糸魚川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
糸魚川市大字田中字下川原613番2から	新	9.6～14.0メートル	132.9メートル
同市大字水保字前田1860番まで	旧	9.0～11.9メートル	132.9メートル

公 告

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和3年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
 名 称 アクロスプラザ長岡七日町A街区  
 所在地 長岡市七日町字川原485 外  
 設置者 第一リース株式会社
- 2 届出の概要及び公告日  
 概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（設置者の代表者の氏名、小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出  
 公告日 令和3年6月4日
- 3 意見の概要
  - (1) 長岡市からの意見の概要  
 意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要  
 意見書の提出はなかった。

- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間  
令和3年10月19日から令和3年11月19日まで

---

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和3年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 アクロスプラザ長岡七日町B街区  
所在地 長岡市福山町字川原427-1 外  
設置者 第一リース株式会社 他1者
- 2 届出の概要及び公告日  
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（設置者の代表者の氏名）に関する届出  
公告日 令和3年6月4日
- 3 意見の概要
  - (1) 長岡市からの意見の概要  
意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間  
令和3年10月19日から令和3年11月19日まで

---

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、運転免許端末等装置賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和3年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達案件の名称  
運転免許端末等装置賃貸借契約
  - (2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等  
入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の交付を含む。）期間、場所及び問合せ先
  - (1) 期間  
本公告の日から令和3年11月19日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所  
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係  
なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
  - (3) 問合せ先
    - ア 契約手続に係るもの  
郵便番号 950-8553  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

電話番号 025-285-0110 内線2235

イ 機器等の仕様に係るもの

郵便番号 957-0193

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1

新潟県警察本部交通部運転免許センター免許登録係

電話番号 025-256-1212 内線228

### 3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件の全てを満たしているものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本調達物品又はこれと同等品に係る調達について、納入及び構築実績があることを証明した者であること。
- (4) 本調達物品納入後の迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

### 4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

#### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和3年10月19日(火)から令和3年11月19日(金)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

#### (2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和3年11月29日(月)午前11時以降に2(3)アへ問い合わせること。

### 5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和3年12月6日(月)午前11時00分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

### 6 入札手続

#### (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書をし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)を令和3年12月3日(金)の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

#### (2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

#### (3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については、入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者からの不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 本公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Leasing contract for a computer and related equipment for driver's licenses

(2) Date, time and place for the opening of bids and tenders:

Date: Monday, December 6, 2021

Time: 11:00 a.m.

Place: Niigata Prefectural Police Headquarters Building

Contract Bidding Room

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken

(3) Contact Point for the Notice:

Supplies and Procurement

Accounting Division

Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

Phone: 025-285-0110 Ext.:2235

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi  
Niigata-ken, JAPAN 950-8553

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第15号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年10月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
糸魚川市	(略)	(略)	糸魚川市	(略) <u>老人保健施設 な でしこ</u>	(略) 糸魚川市大字竹 <u>ヶ花457-1</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。